

写

安全安心まちづくり協議会資料1
令和3年10月4日

福總防発第173号

令和3年10月4日

福生市安全安心まちづくり協議会

会長 小池和重様

福生市長 加藤育男

第5次福生市安全安心まちづくり推進計画について（諮問）

このことについて、福生市安全安心まちづくり条例（平成21年条例第12号）の規定に基づき、別紙のとおり策定したいので諮問します。

第5次 福生市安全安心まちづくり推進計画 (案)

～安全で安心して暮らすことができる福生市～
の実現に向けて

令和4年 月
福生市

目次

第1 本計画の基本的事項	3
第2 これまでの取組	4
第3 犯罪等の現状	6
第4 防犯対策の課題	9
第5 計画の目標と基本方針	10
第6 計画の推進	12
第7 計画の推進に当たって	17

第1 本計画の基本的事項

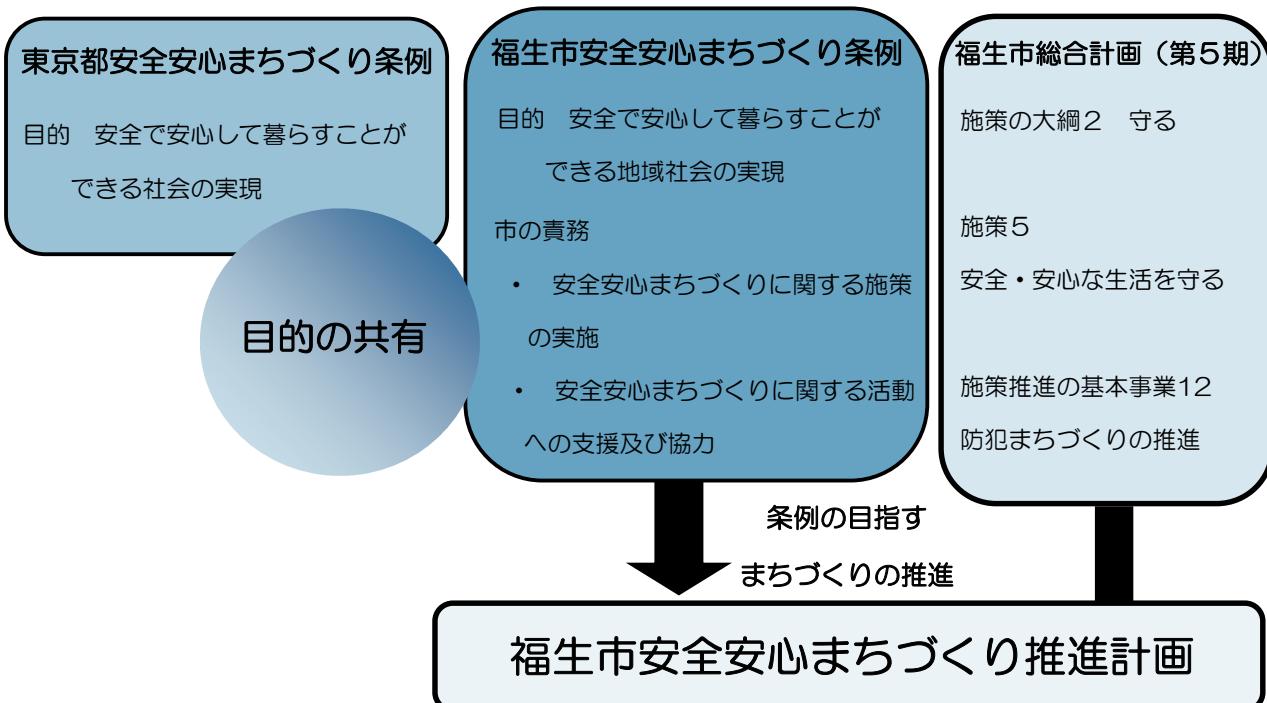
1 計画の趣旨

福生市では、安全で安心して生活することができるまちづくりを推進するため、平成21年4月1日に「福生市安全安心まちづくり条例」（以下「条例」という。）を施行しました。その後、平成22年4月には条例の目指すまちづくりを総合的・計画的に推進するための「福生市安全安心まちづくり推進計画」を策定し、この計画に基づき、犯罪のない安全で安心して生活できるまちの実現に向けた市民の意識づくり、地域づくり、環境づくりを推進し、推進体制の整備に取り組んできました。

近年、刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、巧妙化するオレオレ詐欺等の高齢者を狙った特殊詐欺被害の防止や不審者情報によるパトロールなど、安全で安心して生活できるまちの実現のためには、引き続き、市、市民、事業者及び警察署等の関係機関で連携して防犯活動を継続していくことが必要です。

この度、第4次計画の策定から3年が経過し、見直す必要が生じたことから、日々変化する犯罪情勢や社会情勢の変化、これまでの取組の成果や課題を考え合わせて第5次計画として策定するものです。

2 計画の位置付け



第2 これまでの取組

これまで行ってきた防犯に関する施策のうち主なものを挙げると、次のとおりです。

1 広報活動の推進

防犯意識の普及や啓発のため、「ふっさ防犯だより」を作成し、町会・自治会へ回覧を依頼したり、市のホームページに掲載しています。

また、市のホームページに「市内防犯情報」のページを作成し、刑法犯認知件数の推移や注意したい身近な犯罪への防犯対策を掲載しています。以前に比べ犯罪発生件数が減少傾向にあることを周知するとともに安心感の醸成を図っています。

2 青色回転灯装備車によるパトロール及びキャンペーンへの実施

犯罪の抑止力を高めるため、青色回転灯を設置した公用車を利用してパトロールを実施しています。

また、防犯協会と協力して特殊詐欺被害防止等の啓発キャンペーンを実施しています。

3 不審者・犯罪発生情報、啓発メールの配信

不審者情報や警察署から提供された犯罪発生情報、特殊詐欺への注意喚起について情報メールを配信しています。

また、市内で多発する犯罪手口を広報や市ホームページへ掲載しています。

4 防犯カメラの設置

福生市では令和2年度までに、商店街や町会・自治会等に20台の防犯カメラの設置を補助しています。

また、平成30年度には福生警察署の要望を受け、防犯上特に重点を置く地域として福生駅東口周辺地域へ7台の防犯カメラを設置しました。犯罪抑止効果と個人のプライバシー保護の両立や、設置団体に対する支援に努めています。

5 通学路の安全対策

児童・生徒が日常的に通学等に利用している通学路の安全確保に努めるとともに、地域ぐるみの見守り活動を啓発します。

また、通学路等において、子どもが被害に遭い、又は遭うおそれがある場合に、一時的な保護と警察署への通報を行う「こども110番の家事業」について、PTAや福生警察署等と連携しながら実施しています。令和3年3月末現在の登録世帯数は、1,008件です。

6 防犯啓発活動

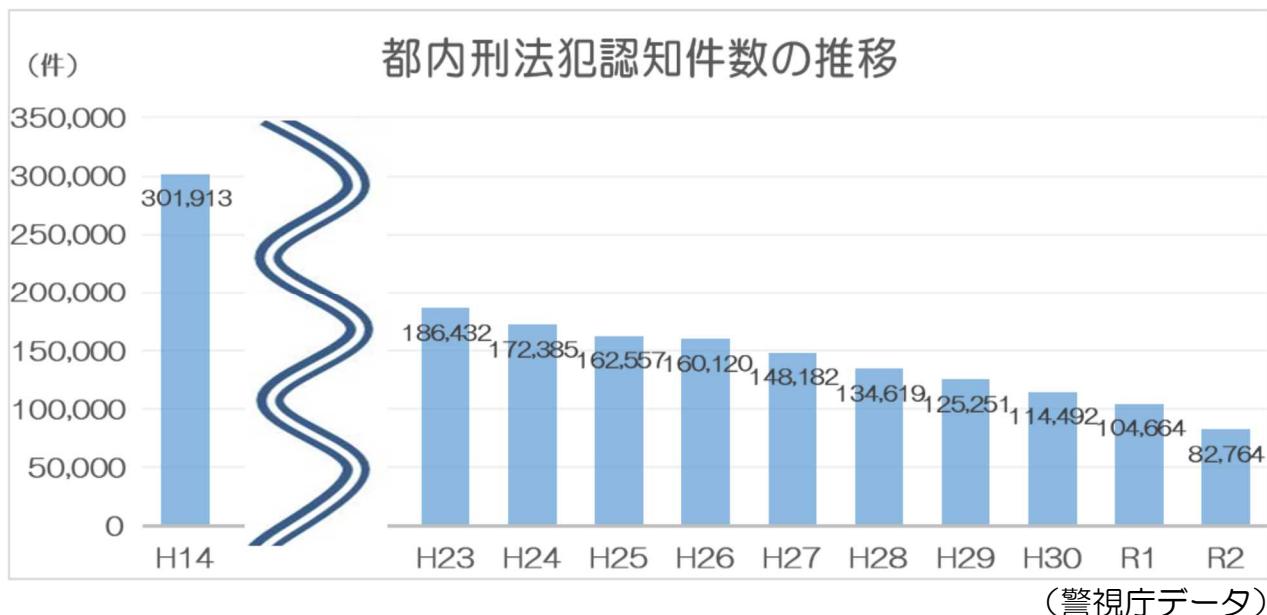
各町会・自治会やPTA関係者、防犯活動に関わる市民を対象として、防犯について話しを行い情報を共有し合う「安全安心まちづくり市民ひろば」を実施しています。福生警察署からも最新の犯罪発生状況や犯罪の手口等の情報を提供してもらい、市民の防犯意識の醸成に努めています（令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動を休止しています。）。

第3 犯罪等の現状

1 東京都における犯罪の現状

(1) 刑法犯の発生状況

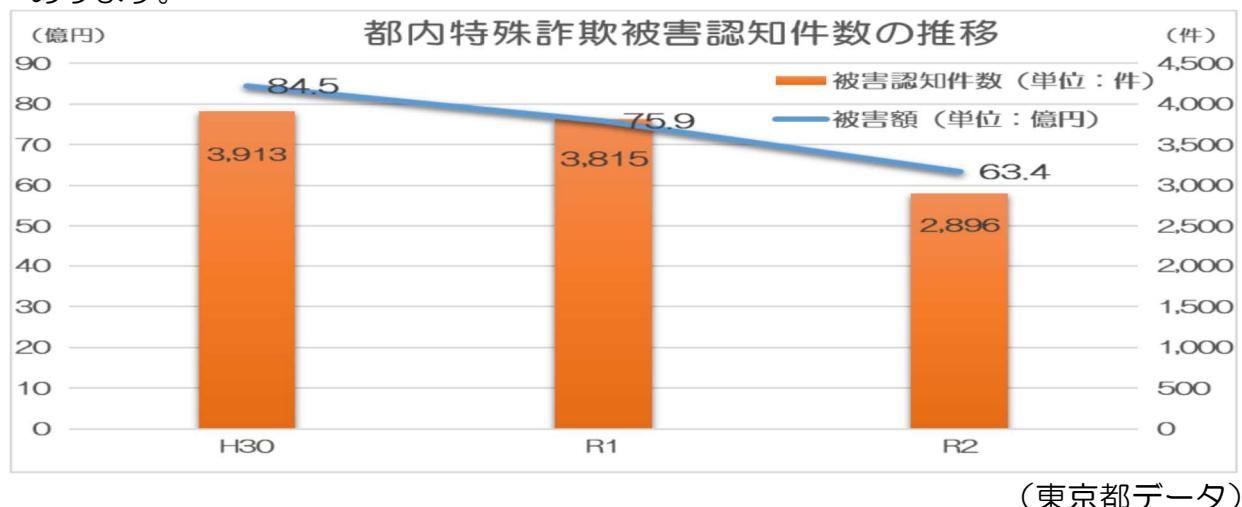
東京都内における犯罪情勢を見ると、刑法犯認知件数は平成14年の30万1,913件をピークに減少傾向にあります。令和2年には8万2,764件と、ピーク時の約27%となりました。



(2) 特殊詐欺の被害状況

令和2年中の都内の特殊詐欺被害認知件数は2,896件（前年比-919件）、被害額が約63億4,110万円（前年比-約12億4,510万円）となり、いずれも前年より大幅に減少しました。

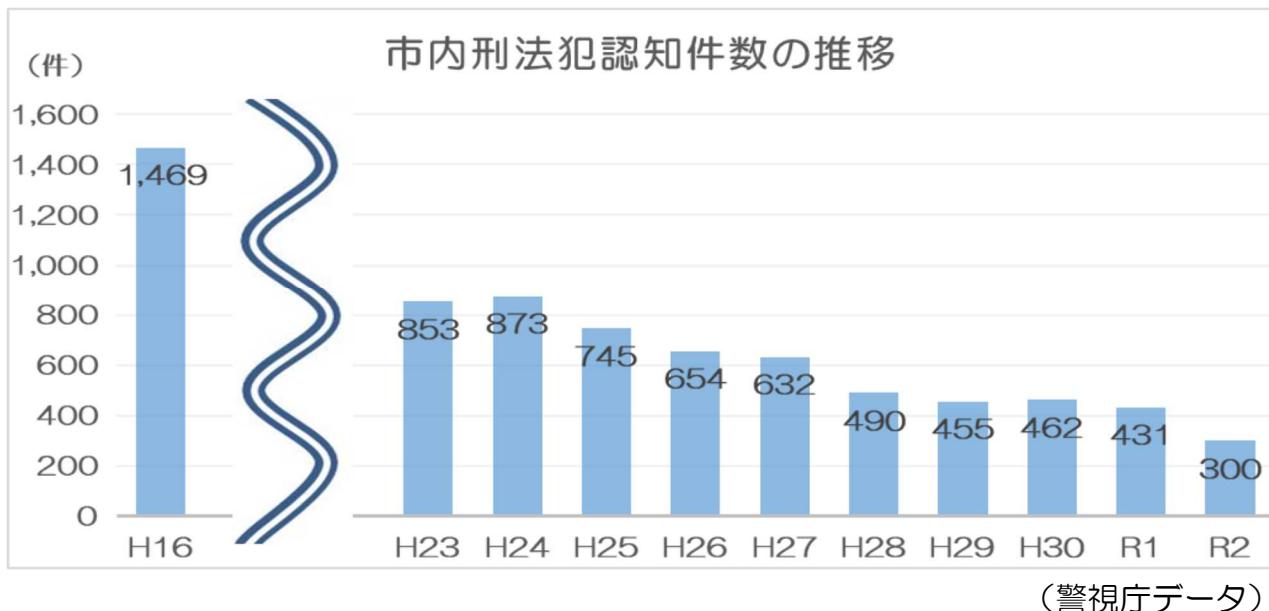
しかし、令和3年に入ってからは被害件数及び被害額が前年同期比を上回る傾向にあります。



2 福生市における犯罪の現状

(1) 刑法犯の発生状況

市内の刑法犯認知件数は平成16年の1,469件をピークに減少傾向にあり、令和2年中は300件とピーク時の約20%となりました。前年より就寝時間帯の家屋や閉店後の店舗を狙った侵入窃盗事件は増加しましたが、自転車盗や万引き等の非侵入窃盗事件は減少しました。

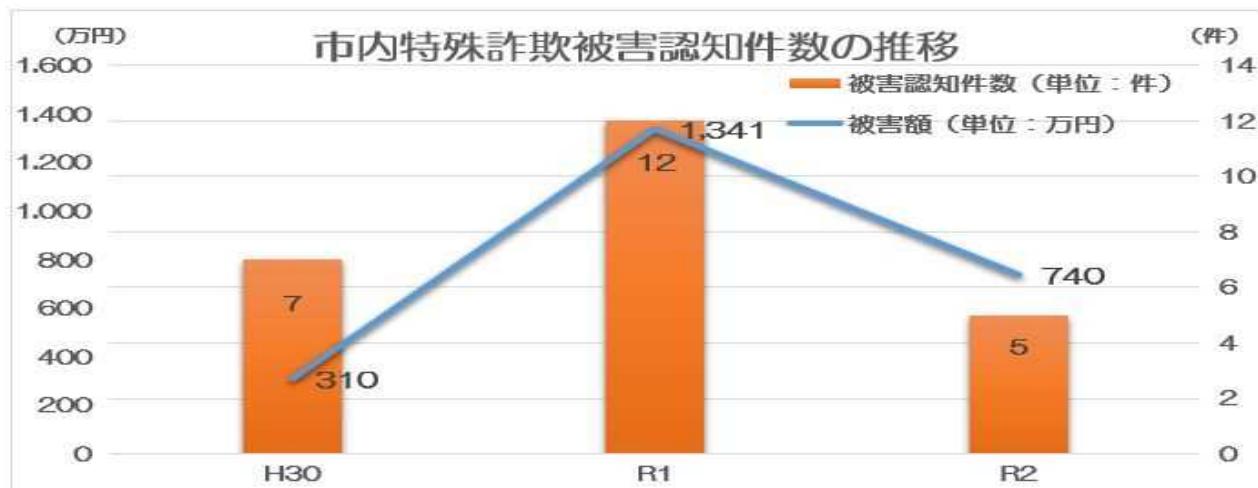


(2) 特殊詐欺の被害状況

令和2年中の市内の特殊詐欺被害認知件数は5件（前年比-7件）、被害額は約740万円（前年比-約601万円）となり、いずれも前年より大幅に減少しました。

しかし、令和3年に入ってからは前年同期比を上回る傾向にあります。

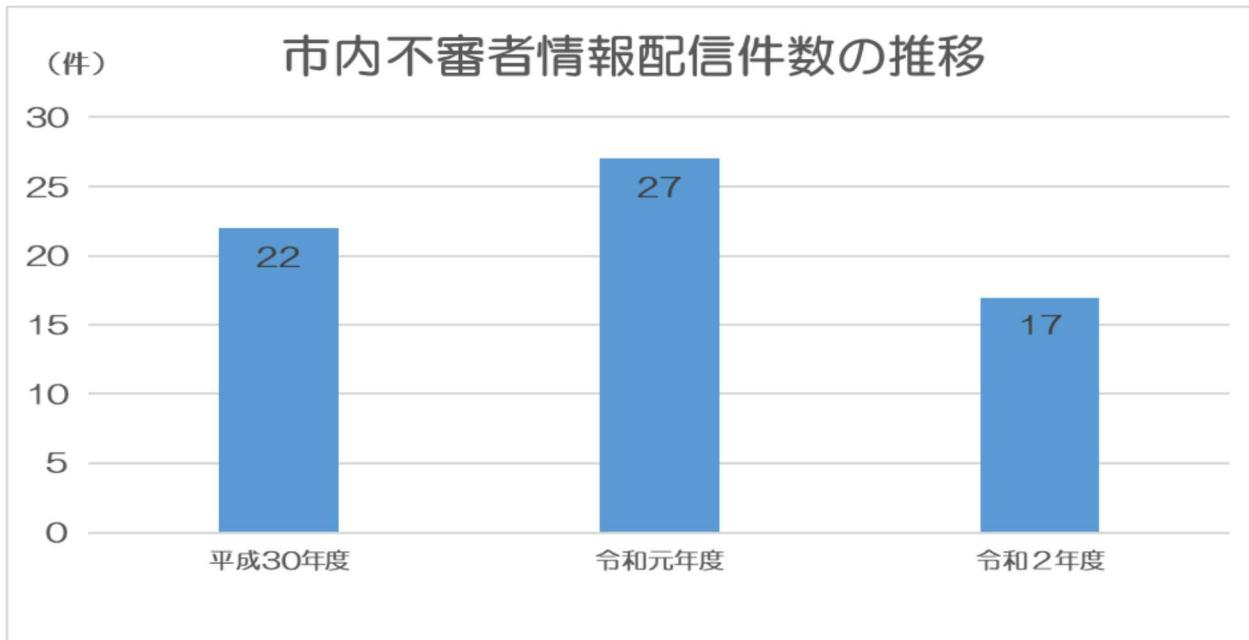
また、福生警察署管内の被害認知件数は22件（前年比-16件）、被害額は約3,660万円（前年比-約1,103万円）と前年より減少しました。



(東京都データ、警視庁データ)

(3) 不審者情報

令和2年度の市内における不審者情報配信件数は17件（前年度比-10件）となっています。その内訳は、声掛け7件、ナイフのような物を所持した不審者の目撃4件、洋服や身体への接触3件、公然わいせつ2件、その他1件で、いずれも児童生徒が負傷するような事案はありませんでした。



(警視庁データ)

第4 防犯対策の課題

1 関係機関等との連携

防犯活動は、市だけでなく警察署等の関係機関や地域団体等と連携し取り組む必要があります。市内で地域の防犯のために活動している防犯協会やP.T.A.、通学路等の見守り員、事業所等と情報を共有するなどの連携を図り、地域と一緒に防犯活動に取り組むことが必要です。

2 防犯に配慮した環境づくり

道路や公園などの公共施設の整備に当たっては、故障等で点灯しないことがないよう防犯に配慮した施設整備や改善策を講じる必要があります。また、各家庭や民間事業所等の門灯を防犯上の観点から点灯し、防犯意識啓発に努めることが重要となっています。

また、子どもや女性に対する犯罪など公園等の公共施設内において起きる可能性のある犯罪を防止するため、樹木のせん定等により外からの見通しの確保に努めます。

令和2年中の市内の犯罪発生状況は、刑法犯認知件数、特殊詐欺被害認知件数ともに前年より減少しています。

3 防犯意識の醸成

しかし、インターネット等を利用した犯罪については増加傾向にあります。令和2年中に福生警察署へ寄せられた相談件数は38件（前年比+10件）で、そうした目に見えない犯罪にも注意しなければなりません。犯罪の手口が多様化している状況においては、警察署だけで犯罪を未然に防ぐことは困難となっています。日頃から一人ひとりが「自らの安全は自ら守る」という意識を持つ必要があります。

4 地域を守る意識の醸成

町会・自治会等による自主的な防犯パトロールが実施されていますが、このような取組を今後も継続して実施していくためには、構成員の確保が課題となっています。

地域の人間関係が希薄になりつつある中で、住民がお互いを支え合い、犯罪抑止機能を高めるためには、日頃からのコミュニケーションづくりによる団結が重要であり、「地域の安全は地域で守る」という意識を高める取組が必要です。

第5 計画の目標と基本方針

1 計画の目標

安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たし、警察署等の関係機関と協力・連携していくことが必要です。

市民一人ひとりが安全で安心して生活することができる地域社会の実現を目指し、計画を推進していきます。

計画の目標を達成するために、計画期間における数値目標を次のように設定します。

目 標

安全で安心して暮らすことができる福生市の実現

2 数値目標の設定

(1) 刑法犯認知件数

令和4年から令和6年までの刑法犯認知件数の平均が令和2年刑法犯認知件数300件の15%減少の255件とすることを目標として設定します。

項目	現状値 (令和2年中)	目標値 (令和4年から令和6年までの3か年平均)	減少数 減少率
刑法犯認知件数	300件	255件	-45件 -15%

(2) 特殊詐欺被害認知件数

令和4年から令和6年の特殊詐欺被害認知件数の平均が、近年の最小被害件数4件を上回る3件とすることを目標として設定します。

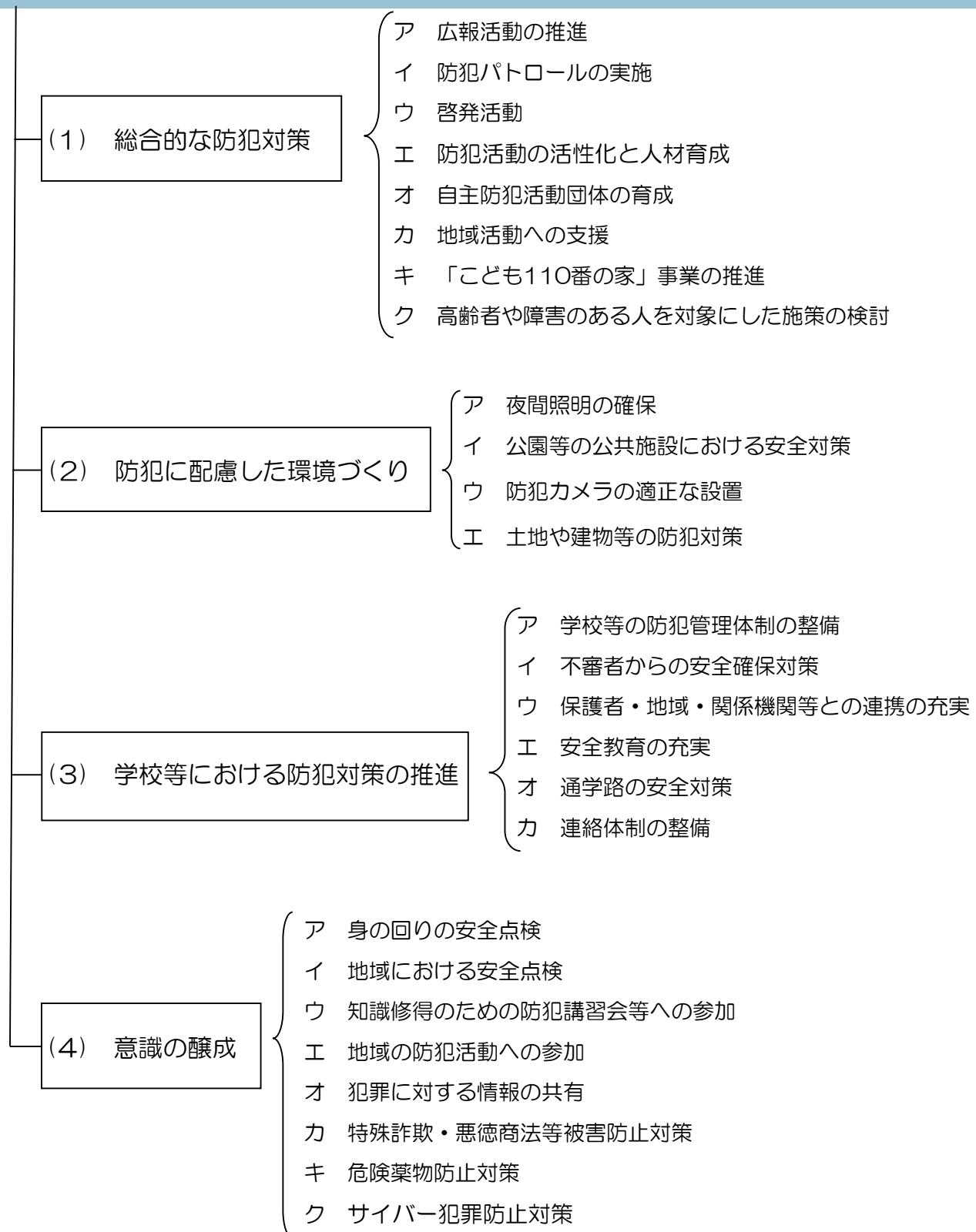
項目	現状値 (令和2年)	目標値 (令和4年から令和6年までの3か年平均)	減少数 減少率
特殊詐欺被害認知件数	5件	3件	-2件 -40%

3 基本方針

目標の実現に向け、4つの基本方針の下、それぞれの具体的な推進項目に取り組むことにより、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

目 標

安全で安心して暮らすことができる福生市の実現



第6 計画の推進

1 それぞれの役割

(1) 市の役割

- ア 行政における防犯の総合的・統一的な施策を展開するため、関係部署の職員で構成する庁内の横断組織を設置する。
- イ 犯罪の発生を未然に防ぐために、市民等への防犯意識の向上や関係機関の連携を強化する広報活動や啓発活動を推進する。
- ウ 地域における犯罪発生状況や発生場所など犯罪に関する情報を提供するとともに、地域の活動で使用する資機材などを必要に応じ提供する。
- エ 犯罪が起ころりにくい都市環境づくりの視点から、道路・公園・駐車場・建築物などを整備する。
- オ 学校等における防犯対策を推進する。
- カ 高齢者や障害のある人を対象とした施策を検討する。
- キ 犯罪抑止のためのパトロールを実施する。

(2) 市民の役割

- ア 自分のことは自分で守ることを基本に、身の回りの安全点検を実施する。
- イ 自分たちのまちは自分たちで守っていけるように、市民相互の連携・協力に努める。
- ウ 市民が防犯に関する知識を得ようとする。
- エ 市民や関係機関が一体となって地域の防犯活動に取り組み、地域ぐるみの防犯活動を推進する。
- オ 地域ぐるみで犯罪に対する情報を把握し、共有する。
- カ 犯罪抑止のためのパトロールへ参加する。

(3) 事業者の役割

- ア 従業員への防犯に関する知識を普及し、意識啓発を図る。
- イ 防犯に配慮した施設や設備等を整備する。
- ウ 地域の一員として地域住民と一体となって、市や警察署との連携を密にして犯罪防止に取り組む。

2 具体的な推進項目

(1) 総合的な防犯対策

記号	項目	内容	推進主体
ア	広報活動の推進	<p>防犯に関する広報啓発を行うために、広報紙、ホームページ、回覧、メール等、様々な広報媒体を使用します。</p> <p>犯罪の発生や不審者情報の提供による注意喚起だけではなく、市が以前に比べどの程度安全になったかということも周知していきます。</p>	市 (防災危機管理課)
イ	防犯パトロールの実施	<p>犯罪抑止や地域への啓発のため、青色回転灯装備車や「地域安全パトロール実施中」のマグネットシートを貼付した公用車を利用し、市職員によるパトロールを実施します。</p> <p>地域で職務に従事する市職員が犯罪等の現場に遭遇した場合、被害者を保護したり、警察署に連絡・通報するなどの対応を徹底します。</p>	市
ウ	啓発活動	多くの市民が参加する行事において積極的に啓発リーフレット等を配布する対面の活動以外に、青色回転灯装備車を使用した広報などの非対面の活動にも取り組み、防犯意識の高揚を図ります。	市 (防災危機管理課)
エ	防犯活動の活性化と人材育成	地域の自主的な防犯活動の活性化を図るため、防犯活動関係団体や自主防犯活動に熱意のある人材に対して、防犯講習会等を通して地域の防犯活動の中心となれるよう育成します。	市 (防災危機管理課) 市民
オ	自主防犯活動団体の育成	各町会・自治会と防犯活動関係団体との連携による活動の強化を図ります。	市 (防災危機管理課) 市民
カ	地域活動への支援	地域の防犯活動で使用する防犯用品の貸与について周知し、必要に応じて提供します。	市 (防災危機管理課)
キ	「こども110番の家」事業の推進	通学路等において子どもが被害に遭う、または遭うおそれがある場合に、一時的な保護と警察署への通報を行う「こども110番の家」事業について、特に市内にある事業者へ協力を依頼します。	市 (防災危機管理課) 市民 事業者
ク	高齢者や障害のある人を対象とした施策の検討	高齢者や障害のある人たちを特殊詐欺や悪質な訪問販売等の犯罪被害から守るために、自らの安全を確保していく上で必要な知識の普及や啓発に取り組むとともに、具体的な方策について、福祉事業者等の関係機関と協議、検討を行います。	市 (防災危機管理課)

(2) 防犯に配慮した環境づくり

記号	項目	内容	推進主体
ア	夜間照明の確保	街路灯や店舗照明、各家庭の門灯などを、防犯上の観点から点灯します。また、故障等で点灯しないことがないよう、適切な管理を行います。	市 (道路下水道課) 市民 事業者
イ	公園等の公共施設における安全対策	子どもや女性に対する犯罪など、公園等の公共施設内において起きる可能性のある犯罪を防止するため、樹木のせん定等により外からの見通しを確保します。 また、公衆トイレを清潔に保ち、夜間は明るくするなど周囲の環境整備に努めます。	市 (施設公園課)
ウ	防犯カメラの適正な設置	地域団体、商店街等が公共の場所に設置する防犯カメラについて、犯罪抑止効果とプライバシーに配慮した適切な運用の両立と、東京都・市から補助金を交付し、設置団体に対する支援に努めます。	市 (防災危機管理課) 市民 事業者
エ	土地や建物等の防犯対策	土地や建物等は防犯に配慮した維持管理に努めます。特に空き地や空き家等については、草木が繁茂することにより視界が遮られたり、無施錠の門扉や窓ガラスの破損により不特定の者が容易に侵入できたりすることで、犯罪が行われやすい場所を作り出してしまう場合があるため、必要に応じて所有者等に適正な管理を要請するなどの対策が必要です。 また、共同住宅や駐車場については、ピッキングに強い鍵の設置や防犯カメラの整備等の犯罪防止に配慮した対応に努めます。	市 (防災危機管理課) 市民 事業者

(3) 学校等における防犯対策の推進

記号	項目	内容	推進主体
ア	学校等の防犯管理体制の整備	児童・生徒等の安全確保を図るため、教職員等による学校等の防犯管理体制を整備します。 また、緊急時に迅速な一斉下校を実施できるよう、体制を整備します。	市 (教育指導課)
イ	不審者からの安全確保対策	学校の校門の防犯カメラ、門扉のオートロックシステム等防犯警備機器を活用し、不審者の侵入防止に努めます。	市 (教育総務課)
ウ	保護者・地域・関係機関等との連携の充実	児童・生徒等の安全確保を図るため、保護者・地域・関係行政機関等で情報を共有できるよう、連携体制を整備します。	市 (防災危機管理課) 市民 事業者
エ	安全教育の充実	各種の事件や事故を想定した安全教育を計画的、継続的に実施し、児童・生徒等が防犯の知識を身に付け、安全に避難する方法などについて理解し、状況に応じて自ら安全な行動ができるよう努めます。	市 (防災危機管理課)
オ	通学路の安全対策	P T A等と連携し、児童・生徒等が日常的に通学等に利用している通学路の安全確保に努めるとともに、地域ぐるみの「ながら見守り活動」を啓発します。 「ながら見守り活動」とは…東京都が取り組んでいる地域に密着した事業者の協力により、日常業務をしながら子どもや高齢者等の見守りをする「ながら見守り連携事業」のように、家にいながら、散歩をしながら等それぞれができる範囲で日常生活から防犯の視点を持って見守りを実施すること。	市 (防災危機管理課) 市民 事業者
カ	連絡体制の整備	児童・生徒等の安全確保を図るため、防犯に係わる横断的な組織を設置し、綿密な連絡体制を整備します。	市 (防災危機管理課)

(4) 意識の醸成

記号	項目	内容	推進主体
ア	身の回りの安全点検	自分のことは自分で守ることを基本に、身の回りの安全点検に努めるとともに、防犯の視点を取り入れた環境づくりに努めます。	市民 事業者
イ	地域における安全点検	自分たちの地域は自分たちで守っていくために、日常的な挨拶や声掛け、散歩などをしながら地域の安全を確保します。 また、町会・自治会やP T A、防犯活動団体等が協力して地域内の安全を点検したりして、問題箇所があった際は関係機関と連携して解消を図ります。	市民 事業者
ウ	知識修得のための防犯講習会、研修会等への参加	犯罪の未然防止のためには、市民一人ひとりが防犯に関する知識を持つことが必要であることから、防犯に関する講習会や研修会に積極的に参加するなど、知識の修得に努めます。	市民
エ	地域の防犯活動への参加	関係機関や町会・自治会等が実施しているパトロール活動や子どもの見守り活動に参加したり、それぞれの都合の良い時間を活用したできる範囲の防犯活動の促進を図ります。	市民 事業者
オ	犯罪に対する情報の共有	地域の犯罪発生情報やその時々による犯罪手口等を理解し、地域ぐるみで被害に遭わないよう、市や警察署等が発信する情報の把握に努めます。情報の把握方法としては、市の広報や回覧等が考えられます。	市民
カ	特殊詐欺・悪徳商法等の被害防止対策	年々手口が巧妙化する特殊詐欺について、警察署と連携して情報メールや防災行政無線を利用した情報発信を行ったり、防犯協会と協力した啓発活動を実施して被害防止に努めます。 また、特殊詐欺被害の防止のための自動通話録音機を市内在住の高齢者に貸与します。	市 (防災危機管理課)
キ	危険薬物防止対策	危険薬物について、警察署等の関係機関と連携・協力して危険薬物の排除に向けた活動の推進を行います。	市 (防災危機管理課)
ク	サイバー犯罪防止対策	近年増加しているインターネット等を利用したサイバー犯罪について、警察署等の関係機関と連携・協力して広報紙やホームページ等様々な媒体を活用して周知します。	市 (防災危機管理課)

第7 計画の推進に当たって

犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちの実現に向け、市・市民・事業者等がそれぞれの責務や役割を果たし、警察等の関係機関と連携・協力して地域の防犯活動の推進を図るとともに、犯罪のない安全安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に行うための推進体制の整備を図ります。

1 福生市安全安心まちづくり協議会

推進計画を実施するに当たっては、関係機関（警察署・消防署）、関係団体の代表者、市民の代表者等からなる、条例に基づき設置された「福生市安全安心まちづくり協議会」により、施策の進捗状況に関する評価や推進計画の変更などの必要な事項について、調査や審議を行い、施策の効果的な推進を図ります。

2 計画の見直し

この計画は3年ごとに見直しを行うこととし、計画期間の途中においても犯罪情勢や社会情勢の変化に柔軟に対応し、見直しを図ることとします。この場合、あらかじめ「福生市安全安心まちづくり協議会」に諮り、計画の変更等に当たるとともに、計画を見直した場合は広報や市ホームページを活用して公表します。

おわりに

本計画は、市、市民、事業者、警察署等の関係機関が、安全で安心して暮らせるまちづくりのためにどのような活動ができるのかということについて、それぞれの立場から実施すべき取組を「推進計画」としてまとめたものです。この推進計画を着実に進め、それが役割を果たすとともに連携を図りながら、市民一人ひとりが安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進してまいります。



第5次福生市安全安心まちづくり推進計画

～安全で安心して暮らすことができる福生市への実現に向けて

令和4年 月発行



今後のスケジュール

第1回安全安心まちづくり協議会開催以降…第5次福生市安全安心まちづくり推進計画
(案)について協議内容に基づき修正

令和3年12月…福生市議会において、第5次福生市安全安心まちづくり推進計画(案)
について発表

令和4年1月…パブリックコメントの実施

令和4年2月中旬…第2回安全安心まちづくり協議会開催予定
第5次福生市安全安心まちづくり推進計画の策定完了

令和4年3月…福生市議会において第5次福生市安全安心まちづくり推進計画の発表